

あなたのまちに

ほっとスペースを

つくろう!



1. まちのほっとスペースの始まりは？
2. まちのほっとスペース構想とは
3. さあ！ほっとスペースをつくってみよう！
4. 10団体活動報告
5. 課題

資料編. モデル定款



## 1. まちのほっとスペースの始まりは？

たすけあいワーカーズの  
定年制の動きがきっかけになる

- \* まだまだ現役で働きたい！
- \* 地域で役に立つことがしたい！
- \* 自分達が活かされる居場所が欲しい

ACT会員からの提案で始まった

「まだまだ現役この指とまれ！」

準備会が発足し、2年間話し合う

- \* ゆるやかに参加できる
- \* 経験や技術を活かすことができる
- \* 人と人がつながることができる

同時期、生活クラブ生協・東京が描く「ボランティアネットワーク」構想が提案される。

ACTのまちのほっとスペース構想と同じ描きをもつ生活クラブ東京の2者が協議を始めて2011年度に相互が協働して推進する方針を立てる

ACTと生活クラブが考える  
「まちのほっとスペース構想」として始動！！

## 5. 課題

多世代 多職種の人材確保

そのための宣伝 広報戦略

団体を継続するための経営安定



### 資料編：モデル定款

(目的)

第1条 本団体は、会員の相互扶助の精神に基づき、ワーカース・コレクティブとして協同で事業を行います。地域の人々の開かれた居場所である「ほっとスペース」を運営し、人と人がつながり、相談したり、困った時にはたすけあえるよう、安心できる地域づくりを目指しまちのコーディネート機能をつくることを目的とします。

(事業)

第2条 本団体は、次の事業を行う。

- 1) 相談パートナー事業
- 2) スペース運営事業
- 3) ほっとサービス事業
- 4) 委託事業
- 5) 前各号の事業に付随する事業

(名称)

第3条 本団体は、ワーカース・まちの縁がわ〇〇と称する。

(事務所の所在地)

第4条 本団体は、事務所を東京都〇〇〇〇に置く。

(規約)

第5条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で決める。

#### 第2章 会 員

(会員の資格)

第6条 会員の資格を有する者は、第1条に定める目的に賛同し、その事業に積極的に参画し、責任を持って働く意志を有する者とする。

(加入)

第7条 会員の資格を有する者は、第28条に規定する運営会議の承認を得て、加入することができる。

(脱 退)

第8条 会員は、事業年度の末日の60日前までに文書で団体に通知した上で、事業年度終わりに脱退することができる。ただし、転居または死亡についてはこの限りではない。

(除 名)

第9条 会員が各号に該当する行為を行ったとき、総会において除名することができる。この場合は、総会の10日前までに、当該会員にその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えるものとする。

- 1) 出資の払込み、その他本団体に対する義務を怠った会員。
- 2) 総会の承諾を得ないで、自己または第三者のために本団体の事業の部類に属する取引をした会員。
- 3) 本団体の事業を妨げ、または妨げようとした会員。

4) 本団体の事業の利用について、不正の行為をした会員。

5) その他信用を失う行為をした会員。

#### 第3章 出 資

(保 有)

第10条 会員は、出資一口以上を有しなければならない。

(出資の払込み)

第11条 第7条の規定により加入の承諾を得た者は、第10条に定める出資口数に応じて、遅滞なく、出資の払込みをしなければならない。

(1口の金額)

第12条 出資金は、1口5千円で、1口以上とする。(脱退の出資の戻戻し)

第13条 会員が脱退したときは、会員の本団体に対する出資額(本団体の財産が、出資総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各会員の出資額に応じて減額した額)を限度として払い戻すものとする。

#### 第4章 役 員

(定 数)

第14条 本団体の役員の定数は、次のとおりとする。

- 1) 役員 3人以上
- 2) 監事 1人または2人

(選 挙)

第15条 役員は、総会において選出する。

(任 期)

第16条 役員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

(員外監事)

第17条 監事のうち会員でないものは、1人を超えることはできない。

(代表および副代表の職務)

第18条 役員より1人を代表、1人を副代表とし、運営会議において選任する。

2 代表は、本団体を代表し、本団体の業務を執行する。

3 代表が事故または欠員のときは、副代表が本団体の業務を代行する。

4 代表、副代表ともに事故または欠員のときは、運営会議においてその代理者を定める。

(監事の職務)

第19条 監事は、何時でも会計の帳簿および書類の閲覧もしくは謄写をし、または役員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

2 監事は、その職務をおこなうため特に必要のあるときは、本団体の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員)の忠実義務)

第20条 役員及び監事は、総会の決議を遵守し、本団体のために忠実にその職務を遂行しなければならない。

#### 第5章 運 営

(総 会)

第21条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、臨時総会は必要あるときはいつでも代表が召集する。

(召集の手続き)

第22条 総会の召集は、会日の7日前までに到達するように、会議の目的及び内容、日時、場所を記載した書面を各会員に発行するものとする。

(総会の議事)

第23条 総会の議事は会員の3分の2以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長が決するところによる。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、総会ごとに、出席した会員のうちから選任する。

(緊急議案)

第25条 総会においては、出席した会員の3分の2以上の同意を得たときに限り、第22条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

(総会の議事録)

第26条 総会の議事録は、議長及び書記が作成し、これに署名するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1) 開催の日時及び場所
- 2) 会員数及びその出席者

3) 議事の経過の要領

4) 議事別の議決の結果

(運営会議)

第27条 代表は、本団体の業務を遅滞なく執行するため毎月1回以上、運営会議を招集する。

(運営会議の議事)

第28条 運営会議は全会員の参加で事業計画・予算及び運営を執行する。

議事は運営委員の3分の2以上が出席し、その4分の3以上で決する。

(運営会議の議事録)

第29条 運営会議の議事録は、第26条の規定を準用する。

#### 第6章 会 計

(事業年度)

第30条 本団体の事業年度は毎年4月に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(特別積立金)

第31条 本団体は毎年事業年度の剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

(剰余金の処分)

第32条 剰余金及び欠損金の処分については、総会で決する。

#### 第7章 解 散

(解 散)

第33条 本団体は総会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。

- 1) 目的たる事業の不能

2) 合併

3) 破産

4) 役員は、本団体が解散したときは、遅滞なく会員及び関係者に対してその旨を通知しなければならない。

(残余財産の処分)

第34条 合併及び破産による場合を除いて、本団体が解散したときの残余財産は、一般債務の弁済、出資金を限度とした持分の払い戻し、他のワーカース・コレクティブまたは協同組合への譲渡、の順で処分する。

#### 附 則

1. 設立当時の役員の任期は、第16条の規定にかかわらず、最初の通常総会の日までとする。
2. 最初の事業年度は、第30条の規定にかかわらず、本団体の設立の日から〇〇〇〇年〇月〇〇日までとする。
3. 本規定に改廃の必要が生じた場合は、総会で決する。
4. この規定に定めなき事項については、運営会議において決定する。
5. この規定は、〇〇年〇月〇〇日より発効する。

平成〇〇年〇月〇〇日作成

発行：特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあいノ  
インクルーシブ事業連合  
初版：2017年9月16日  
第2刷：2018年8月

